

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 9 月 1 日改定）

掲載日 2026 年 2 月 26 日

■振替貯金口座規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
15 小切手の用紙 (1)～(2) （略） <u>(3) 小切手の用紙は、小切手払を利用する加入者の請求により、必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(4) 小切手の用紙の交付の請求をしようとするときは、加入者が、小切手払店又は加入者払出店に用紙の数量及び当該数量を必要とする理由を申し出て下さい。</u> <u>(5) 小切手の用紙の交付については、当行所定の料金を一般口座の預り金から控除することによりいただきます。</u>	15 小切手の用紙 (1)～(2) （同左） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026年9月1日</u> から実施します。

以 上